

山梨県公報

第千三百七十一号

平成十五年

四月三日

木曜日

目次

市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示	二〇五
市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示	二〇五
生活保護法に基づく介護機関の指定	二〇五
生活保護法に基づく指定介護機関の変更	二〇九
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	二〇九
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	二〇〇
漁業協同組合の遊漁規則の変更の認可(三件)	二〇〇
道路の区域変更(七件)	二〇二
道路の供用開始(三件)	二〇四
字の区域変更(五件)	二〇四
土地改良事業計画の適当決定	二〇九
使用料収納事務の委託(四件)	二〇九
公 告	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	二一〇
松くい虫駆除命令内容の公表	二一〇
基本測量の終了(二件)	二一一
基本測量の実施	二一一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二一一
開発行為に関する工事の完了について	二一一
落札者等の決定について(二件)	二一一
公安委員会	
遊技機の型式の検定	二二三
正 誤	
平成十五年三月二十七日付け号外第二十二号中	二二四

告 示

山梨県告示第二百四号

平成十五年四月一日に中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町を廃し、その区域をもって南アルプス市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、同郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一〇二、一七九人

山梨県告示第二百五号

平成十五年四月一日に中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町を廃し、その区域をもって南アルプス市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

七〇、一一六人

山梨県告示第二百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社はなみずき	南巨摩郡増穂町青柳町五百八番地	デイサービスサロンはなみずき	南巨摩郡増穂町青柳町五百八番地	平成十四年三月二十五日
有限会社オオノ	甲府市美咲二丁目十六番十七号	訪問介護事業所 あい	甲府市美咲二丁目十六番十七号	平成十四年三月一日
山梨ナショナル家電販売株式会社	甲府市宝一丁目四番十三号	山梨ナショナル家電販売株式会社	甲府市宝一丁目四番十三号	平成十四年三月三十日

株式会社セリオ	社会福祉法人緑水会	医療法人聖仁会	株式会社合同タクシー	社会福祉法人昭和会	有限会社介護サービスゆりの里	介護老人保健施設はまなす	寿ノ家グループホーム	医療法人忠友会	同	同	
中巨摩郡敷島町	北都留郡上野原町大野二千五百三十五番地	南都留郡河口湖町小立千九百四十五番地	甲府市大和町一番四十八号	中巨摩郡昭和町西条二千六百五番地	大月市賑岡町ゆりヶ丘二十番地四号	南都留郡河口湖町船津字桜休場六千九百一番地	東八代郡石和町四日市場千七百九十九番の二	葦崎市神山町北宮地三番地	同	同	
株式会社セリオ	やすらぎ荘上野原指定通所介護事業所	医療法人聖仁会デイサービスうらら	合同タクシー訪問介護事業所	社会福祉法人特別養護老人ホーム昭寿荘	有限会社介護サービスゆりの里	介護老人保健施設はまなす	寿ノ家グループホーム	葦崎訪問看護ステーション	特別養護老人ホーム・ネオライフとみざわ	指定居宅介護支援事業所・ネオライフとみざわ	・ネオライフとみざわ
中巨摩郡敷島町	北都留郡上野原町上野原三千四百四十六番地	富士吉田市ときわ台一丁目一番二十六号	甲府市大和町一番四十八号	中巨摩郡昭和町西条二千六百五番地	大月市賑岡町ゆりヶ丘二十番地四号	南都留郡河口湖町船津字桜休場六千九百一番地	東八代郡石和町四日市場千七百九十九番の二	葦崎市神山町北宮地三番地	南巨摩郡富沢町福士二千六百八十八番の三	南巨摩郡富沢町福士二千六百八十八番の三	福士二千六百八十八番の三
平成十四年	平成十四年九月二日	平成十四年十一月二十一日	平成十四年十一月一日	平成十四年六月一日	平成十四年九月二十四日	平成十四年十一月一日	平成十四年十一月一日	平成十二年四月一日	平成十四年十月一日	平成十四年十月一日	十月一日

同	社会福祉法人善隣会	梨北農業協同組合	株式会社アクシアコウフ	医療法人燦生会	有限会社甲府介護サービス	同	同	株式会社やさしい手甲府	山梨営業所
同	甲府市和田町二千九百四十八番の六	葦崎市一ツ谷千八百九十五番地	中巨摩郡玉穂町若宮五番の三百一号室	北巨摩郡武川村柳澤七百四十番の一	中巨摩郡敷島町天狗沢十七番の十七	同	同	甲府市朝日五丁目四番十六号	中下条千九百二十九番地
山径	グループホーム	りほくケアネットワーク	まごころ玉穂指定通所介護事業所	介護老人保健施設フルールむかわ	指定居宅介護支援事業所甲府介護サービス	同	同	やさしい手甲府福祉用具センタ	山梨営業所
六号	甲府市和田町二千九百四十八番	尚古園デイサービスセンター	中巨摩郡玉穂町若宮五番の三トエル百五の百一号室	北巨摩郡武川村柳沢七百四十番の一	中巨摩郡敷島町天狗沢十七番の十七	同	同	甲府市青葉町十四番十五号	中下条千九百二十九番地
日	平成十五年一月二十四日	平成十五年一月二十四日	平成十四年十一月四日	平成十四年十二月二十八日	平成十四年十二月四日	平成十四年四月一日	平成十四年十二月一日	平成十四年十二月一日	十一月七日

社会福祉法人和告福祉会ショートステイ専用施設リーフ	甲府市相生二丁目二番三号	社会福祉法人和告福祉会ショートステイ専用施設リーフ	甲府市相生二丁目二番三号新平和ビル二階	平成十四年十月一日
医療法人幸仁会須貝整形外科医院	甲府市国母一丁目五番十七号	医療法人幸仁会須貝整形外科医院	甲府市国母一丁目五番十七号	平成十五年一月一日
有限会社スプリングフィールド	甲府市古府中町三千二百八十六番地	デイサービスセンター里の家族	甲府市古府中町三千二百八十六番一号	平成十五年二月十七日
ハートサービス有限会社	中巨摩郡若草町藤田二千二百五十三番の二	ハートサービス甲府富士見	甲府市富士見一丁目十九番八号オサダフジビル百五号室	平成十五年三月三日
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手甲府南アルプス事業所	中巨摩郡白根町百々三十一番の六	平成十五年三月一日
有限会社友栄介護シヨップマーガレット	南巨摩郡南部町南部八千二百七番の三	介護シヨップマーガレット	南巨摩郡南部町南部八千二百七番の三	平成十四年十一月三十日
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手甲府市川大門事業所	西八代郡市川大門町千三百八十八番の四	平成十五年三月十七日
株式会社北巨摩第二介護支援センター	北巨摩郡長坂町渋沢七百二十五番の二十八	株式会社北巨摩第二介護支援センター	北巨摩郡長坂町渋沢七百二十五番の二十八	平成十五年三月十八日

山梨県告示第二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関に次のとおり変更があった。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

事業者の名称	株式会社ハートウエル	事業所の名称	株式会社ハートウエル山梨店	事業所の所在地	変更前 甲府市国母一丁目五番二十号 変更後 甲府市徳行一丁目九番三十五号 樋川ビル一階	変更事項	事業所の所在地
主たる事務所の所在地	京都府京都市中京区壬生坊城町十二番十三号清和大宮ビル	事業所の名称	株式会社ハートウエル山梨店	事業所の所在地	変更前 甲府市丸の内一丁目七番一号 変更後 甲府市朝日五丁目四番十六号	事業所の所在地	事業所の所在地
富士吉田市	変更前 富士吉田市上吉田字三枚畠千五百四十二番外 変更後 富士吉田市上吉田六千五百三十番地	国民健康保険富士吉田市立病院	変更前 富士吉田市上吉田字三枚畠千五百四十二番外 変更後 富士吉田市上吉田六千五百三十番地	主たる事務所の所在地及び事業所の所在地			
変更前 信和ビジネス株式会社代表取締役	変更前 富士吉田市下吉田千七百二十九番地 変更後 富士吉田市上吉田六千六百八十六番地	信和ビジネス株式会社	変更前 富士吉田市下吉田千七百二十九番地 変更後 富士吉田市上吉田六千六百八十六番地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地、事業所の所在地			
医療法人大久保会	甲府市丸の内一丁目十九番十八号	変更前 大久保内科呼吸器科介護支援事業所 変更後	変更前 甲府市丸の内一丁目十九番十八号 変更後	事業所の名称及び事業所の所在地			

株式会社やさしい手甲府	変更前 中巨摩郡昭和町 築地新居三百七十四番の一 変更後 甲府市朝日五丁目四番十六号	医療法人大久保 会ケアプランセ ンター呼吸ケア 甲府	甲府市中央三丁 目十一番二十二 号シャルマン新 田八百三号室	主たる事務 所の所在地
医療法人聖仁会	南都留郡河口湖 町小立千九百四 十五番地	変更前 医療法人聖仁会 デイサービスう らら 変更後 医療法人聖仁会 グループホーム うらら	富士吉田市とき わ台一丁目一番 二十六号	事業所の名 称

山梨県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した次の介護機関は、廃止した。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社ニシセン	中巨摩郡田富町東 花輪千二百八十番 の一	株式会社ニシセン介 護ステーションみ らい	中巨摩郡昭和町河西 五百四十七番の二

山梨県告示第百九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により指定した

医療機関は次のとおり廃止した。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
すみれ薬局貢川店	甲府市中村町十四番地七
社団法人山梨県薬剤師会会管甲府中央薬局	甲府市富士見一丁目二番四号

山梨県告示第百十号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第二百九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を平成十五年二月二十八日次のとおり認可した。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 漁業者の名称及び住所
小菅村漁業協同組合 北都留郡小菅村六千四百三十一番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第七号
- 三 認可に係る変更内容
遊漁についての制限のうち、にじますの遊漁を制限する区域及び期間を次のとおりとする。

指定区域	期間
禁漁区（宮川、山沢川、玉川）、組合が開設する小菅村村営第一釣場及び第二釣場、田元橋より下流腰越橋までの区域を除く全域	解禁日から九月三十日まで
小菅村村営第一釣場及び村営第二釣場	一月一日から十二月三十一日まで
田元橋より下流腰越橋までの区域	一月一日から十二月三十一日まで

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十五年二月二十八日

山梨県告示第二百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を平成十五年二月二十八日次のとおり認可した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 漁業権者の名称及び住所
道志村漁業協同組合 南都留郡道志村六千八百八十一番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第十二号
- 三 認可に係る変更内容
1 やまめ、いわな、にじます及びつなぎ並びにつぐいに係る遊漁を制限する期間を次のとおりとする。

漁種	期間
やまめ、いわな、にじます	三月一日から九月三十日まで
つなぎ	三月一日から九月三十日まで
つぐい	三月一日から三月三十一日まで 五月一日から九月三十日まで
にじます（道志川渓流フィッシングセンター）	一月一日から十二月三十一日まで

- 2 特設釣場の区間を次のとおりとする。
道志村九千二百四十六番地先標柱一号と道志村八千九百四十六番地先標柱二号を直線で結ぶ七百メートル以内の区域の「道志川渓流フィッシングセンター」
- 3 漁場区域のうち、遊漁を禁止する区域を次のとおりとする。
道志川支流のうち椿沢、室久保川、道坂川、御正体沢（坂ノ沢、桐久保沢）
- 四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十五年二月二十八日

山梨県告示第二百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を平成十五年二月二十八日次のとおり認可した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 漁業権者の名称及び住所
峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第三号
- 三 認可に係る変更内容
遊漁承認取扱所の整備
別表に定める前売りの場所から「雨宮富士男 山梨市南1611」「峡東漁協釣堀 山梨市方力1830」及び「日の出釣具店 東八代郡石和町川中島110-49」を削り、同表に次のように加える。

名称及び住所	住所
セゾンイレブソ山梨八幡店	山梨市南835
セゾンイレブソ山梨加納岩店	山梨市上神内川303
セゾンイレブソ山梨落合店	山梨市落合781-1
セゾンイレブソ山梨三ヶ所店	山梨市三ヶ所宇添川33-1
セゾンイレブソ山梨小原店	山梨市小原西754
セゾンイレブソ春日居小松店	東山梨郡春日居町小松1112-1
セゾンイレブソ甲斐春日居店	東八代郡石和町松本38
セゾンイレブソ塩山本店	塩山市上於曾1213
セゾンイレブソ塩山パパス店	塩山市下於曾1389-1
セゾンイレブソ山梨勝沼店	東山梨郡勝沼町休息1761-2
セゾンイレブソ山梨石和店	東八代郡石和町市部1118
セゾンイレブソ石和町広瀬店	東八代郡石和町広瀬223
セゾンイレブソ甲府パパス石和店	東八代郡石和町四日市場1780-1

セブソノレブソノ石和ウインズ前店	東八代郡石和町窪中島587-35
セブソノレブソノ山梨一宮田中店	東八代郡一宮町田中130-1
セブソノレブソノ甲斐一宮インター店	東八代郡石和町上平井873-2
セブソノレブソノ山梨一宮中央店	東八代郡一宮町末木359
セブソノレブソノ甲斐大和店	東山梨郡大和村初鹿野1714-18
ファミリアコート塩山藤木店	塩山市藤木1901

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十五年二月二十八日

山梨県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾運湖公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川大門町大字山家字柄沢六二二 二番の三地先から 西八代郡市川大門町大字山家字石畑六一九 〇番の一地先まで	六・七	六・七	一六・五	三七五・〇
	一六・五	一六・七	一六・五	三七五・〇
			一四・九	五二二・〇
			四四・九	五二二・〇

山梨県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川大門線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡三珠町大字上野字峠澤二三五四番 の四地先から 西八代郡三珠町大字上野字峠澤二三五四番 の四地先まで	八・〇	八・〇	一〇・二	一四・〇
	八・〇	八・〇	八・一	一四・〇

山梨県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡下部町大字常葉字竹ノ島中瀬三五 六六番の三地先から 西八代郡下部町大字常葉字竹ノ島中瀬三五 七〇番地先まで	一一・〇	一一・〇	一五・八	四六・〇
	一一・〇	一一・〇	一一・〇	四六・〇

一一・八

山梨県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東山梨郡牧丘町大字倉科字神田五〇一六番の一地先から 東山梨郡牧丘町大字倉科字曲田六二七番の一地先まで	五・九 ^ノ 一七・六	一〇・三 ^ノ 七五・〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	四九二・〇	四九二・〇		

山梨県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東山梨郡牧丘町大字西保下字法喻庵一四七	六・〇 ^ノ	六・〇 ^ノ	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	六〇〇・〇	六〇〇・〇		

〇番の一地先から
東山梨郡牧丘町大字西保下字欠ノ下二三
〇番の一地先まで

新	旧	延長 (メートル)
七・五 ^ノ 五五・〇	一九・六	六〇〇・〇

山梨県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三日市場南線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市大字小原西字今田一一〇〇番地先か ら 山梨市大字小原西字今田一二三三番の二三 一地先まで	七・九 ^ノ 一六・七	一一・〇 ^ノ 四四・〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一六九・〇	一六九・〇		

山梨県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤袋石和線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東八代郡境川村大字石橋字仲坪七九七番の 一地从先から 東八代郡境川村大字石橋字仲坪八〇〇番の 一地从先まで	一七・五 三・八・三	一五・四 三・八・三	三三・〇	三三・〇

山梨県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	塩山市大字上於首字宮村一・二三番の一地从先から 塩山市大字上於首字浄土寺一七五四番の二〇地先まで	二四四・〇	平成十五年 四月三日

山梨県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四一号	北巨摩郡高根町大字清里字念場	一八〇・〇	平成十五年

道	原三五四五番の一五四三地从先から 北巨摩郡高根町大字清里字念場 原三五四五番の三四地先まで	四月三日
---	---	------

山梨県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市大野字大津二六八番の一 地先から 都留市大野字大津二九二番地先 まで	一四〇・〇	平成十五年 四月三日

山梨県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、高根町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
村山東割字まゝ下三四五の一部 村山東割字峯久保三四六の一部、三四七、三四八の一部、三四九、三五〇、三五四、三五五の一部、三五六の一部、三五五	村山東割字雁又

七の一部、三五八から三六〇まで、三六一の一部、三六二の一部、三六三から三八七まで、三八九の一、三九〇から三九六まで、三九七の一、三九七の二、三九九の一、三九九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

蔵原字堂の前二〇〇二の二

蔵原字西久保二〇二五の一、二〇二七の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

村山東割字東半ノ木田二八〇の二、二八一の二、二八二の二

村山東割字峯久保三四六の一部、三四八の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

村山東割字細田五三二、五三三の一、五三三の二、五三四の一、五三四の二、五三五の一の一部、五三五の二、五三六の一部、五四五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

村山東割字雁又四三の一部、四四の一部、四五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字峯久保三五五、三五七に隣接する字雁又の水路である国有地の全部

村山東割字まゝ下三〇〇の二の一部、三一三の四、三一三の五、三三六の三から三三六の五まで、三三七から三三九まで、三四〇の三、三四一の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

村山東割字峯久保三五五の一部、三五六

村山東割字まゝ下

村山東割字下風呂

の一部、三五七の一部、三六一の一部、三六二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

村山東割字大明神六一〇の一部、六一四の一部、六一六の一部、六一八の一部、六八一の一から六八一の四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに五九三の一、五九三の三に隣接する水路である国有地の全部、字東半ノ木田一九五、一九八の二、一九九、二〇〇の地先の字大明神の水路である国有地の一部

村山東割字東半ノ木田二七三の一部

村山東割字東半ノ木田一九三から一九五までの各一部、二〇一から二〇五までの各一部、二一〇の一部、二一九の一部、二二〇の一部、二二二の一部、二三四の一部、二三五、二三六の一部、二三七の一部、二四二の一部、二四三、二四四の一部、二五七の一、二五七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

村山東割字蕪田

村山東割字石田前八〇〇の一部、八〇八の一部、八〇九、八一〇の一部、八二八の二、八三〇の二、八三二の一の一部、八三三の二、八三三の一の一部、八三三の二、八三四の一の一部、八三四の二の一部、八三五の一の一部、八三五の二の一部、八三六の一から八三六の三まで、八三七の一、八三七の二、八三八の一、八三八の二、八三九、八四〇の一部、八四一、八四二の二、八四三、八四四、八四五の一、八四五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

村山東割字東半ノ木田

村山東割字大明神

村山東割字西半ノ木田

村山東割字川田九九七、一〇〇〇の一、一〇〇〇の三、一〇〇〇の六、一〇〇〇の二

<p>、一〇〇五の一部、一〇〇六の一部、一〇一五の一部、一〇一六の一部、一〇一七の一部、一〇一八の一部、一〇一九の一部、一〇二〇の一部、一〇二一の一部、一〇二二の一部、一〇二三の一部、一〇二四の一部、一〇二五の一部、一〇二六の一部、一〇二七の一部、一〇二八の一部、一〇二九の一部、一〇三〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>村山東割字東田一三四七の三の一部、一三五四の三、一三五五の三、一三六〇の四及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p>	<p>村山北割字新井二一九の二及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに二一九の一に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>村山東割字原屋鋪一四一九の三、一四四一の五から一四四三の七まで、一四七一の六</p>	<p>村山東割字蕪田九五三の一部、九七六の一部、九七七から九九九まで、九八一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>村山東割字上の反四一四の二及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>村山東割字梨ノ木一二〇六の三、一二〇七の三から一二〇七の五まで、一二四〇の三、一二四〇の四、一二四三の二、一二五〇の三、一二五〇の四、一二五一の二、一二五一の三及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p>	<p>蔵原字堂の前一九一六の五、一九一七の三及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>
<p>村山東割字石田前</p>	<p>村山東割字川田</p>						

<p>村山東割字蕪田九四三の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>村山東割字東田</p>
<p>村山東割字石田前七二〇の四の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>村山東割字原屋鋪</p>
<p>村山東割字峯久保三八九の二</p>	<p>蔵原字堂の前</p>
<p>蔵原字藤代五〇六の二、五〇六の三</p>	<p>蔵原字前久保</p>
<p>村山北割字当町三二九七の一に隣接する道路である国有地の一部</p>	<p>村山東割字西半ノ木田</p>
<p>村山東割字東半ノ木田一九四の一部、一九五の一部及び一九三から一九五に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>村山北割字当町</p>

山梨県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、高根町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

<p>変更前の字の区域</p>	<p>変更後の字の区域</p>
<p>大字上黒沢字西久保三三六の一の一部、三三六の二、三三八の一の一部、三三八の二、三三九の一の一部、三三九の二、三四一の四、三六九の一部、三七〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上黒沢字沢田</p>
<p>大字上黒沢字前田八四四の七から八四四の九まで</p>	
<p>大字上黒沢字宮尾根六四六、六四八の二</p>	<p>大字上黒沢字西久保</p>

、六五〇の四、六五一の二、七三三の三、七三六の二、八〇三の三、八〇四の八から八〇四の一まで及びこれらの区域に介在する道路である国有地の一部並びに七三六の一の一部に隣接する道路である国有地の全部	
大字下黒沢字八斗時四一二三の一部、四一二四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	
大字上黒沢字西久保五八九の三の一部、五九四の五、五九四の六、五九五の一部	大字下黒沢字八斗時

山梨県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字小倉字平内原二七二〇の一の一部、二七二一の一の一部	大字小倉字大入
大字小倉字入之平二七二二から二七二四までの各一部、二七一六、二七一七、二七一八の二、二七四四から二七四七までの各一部、二七四九の一の一部、二七四九の二の一部、二七四九の四、二七八五の三の一部、二七八五の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字大入二七八二の一に隣接する字入之平の水路である国有地の一部	大字小倉字平内原
大字小倉字大入二七二二の一部	

大字小倉字入之平二七二二の一部、二七二三の一部、二七九〇の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部	大字小倉字入之平
大字小倉字大入二七三二の一部、二七三二の二、二七三四の一部、二七五三の一部、二七五三の三の一部、二七五四の一部、二七五五の一部、二七五七の一部、二七八二の一の一部、二七八二の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	
大字小倉字入之平二七八七の五、二七八九、二七九〇の一に隣接する字平内原の道路である国有地の一部	

山梨県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字六平字片瀬五〇〇〇の四、五〇〇二、五〇〇三の二、五〇二二の六、五〇二三の三、五〇二五、五〇二六の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	大字六平字柳坪
大字六平字飯米一七五の三の一部、一八一の一の一部、一八二の一、一八三の一部、一八四の一部、一八五の一部、一八六の一部、一八八から一九四まで、一九八から二〇一まで	

で、二二〇三の一、二二〇四の一、二二〇五、二二〇八、二二一〇の一部、二二一一の一部、二二五四の一部、二二五五の五まで、二二六六の一部、二二六七の一部、二二七五の一部、二二七七、二二七八、二二七九の一部、二二八〇の一部、二二八二の一部、二二八三の一部、二二八四の一部、二二八七の一部、二二八八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字六平字夏目原一七九〇の一部、一七九二の一部、一七九三、一八四九の一部、一八五二の一部、一八五三、一八五四の一部、一八五六から一八五九まで、一八六〇の一部、一八八九の一部、一八九〇、一八九二の一、一八九二の二、一八九六、一八九八、一八九九、一九〇一から一九〇三まで、一九〇五、一九〇六、一九〇七の一部、一九〇九の一部、一九一〇の一部、一九一三から一九二〇まで、一九二二の一部、一九二二の一部、一九二二の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部

大字六平字源長二〇二八から二〇三四まで、二〇三五の一部、二〇三六の一部、二〇三八の一部、二二二二の一部、二二二五、二二二六、二二二七の一部、二二二八から二二二二まで、二二二五、二二二六の一部、二二二三、二二二三、二二三四の一部、二二三五、二二三六の一部、二二三七の一部、二四二二の一部、二四一三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字六平字片瀬五〇二六の一部、五〇三二、五〇三三の三、五〇三九の三、五〇四八の二、五〇五〇の二及びこれらの区域に介在する道路である国有地の一部

大字六平字夏目原

大字六平字蟹坂八九二の一、八九三の三、八九四の一、九〇三の二、九〇四の一、九〇五、九〇六、九〇七の一、九〇八の二、九一一の二、九七七の一、九七八の一、九九一の二、九九一の三、九九二の二、一〇六四の二、一〇六九の六、一〇八一の一、一〇八一の二、一〇八二、一〇八三の三、一〇八四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字六平字飯米
大字六平字片瀬五〇六四の二、五〇六五及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部
大字六平字源長

山梨県告示第二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、長坂町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字中丸字宮之久保三五六七の一部、三五六八の一部、三五七〇の一部、三五七五の一部、三五七六の一部、三五八八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	大字中丸字竹原
大字中丸字竹原三五六一の三六の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字宮之久保三五七五、三五	大字中丸字宮之久保

七九、三五八五の一、三五八八の二に隣接する字竹原の水路である国有地の一部	
大字中丸字越中久保四一九八の一の一部、四一九九から四二〇一までの各一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	大字中丸字鰻水
大字中丸字上鳥久保三六六五の二	大字中丸字越中久保
大字中丸字越中久保四二〇五の一部、四二〇七の一部	大字中丸字上鳥久保

山梨県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大泉村長から協議のあつた土地改良事業（大泉地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十五年四月四日から平成十五年五月二日まで

三 縦覧場所

大泉村役場

四 異議申出期間

平成十五年五月三日から平成十五年五月十七日まで

山梨県告示第二百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 委託の相手方
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立科学館の入館料及び観覧料
- 三 委託の期間
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

南巨摩郡中富町切石三百五十番地 中富町

二 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

北都留郡上野原町上野原三千七百五十八番地 上野原町

二 委託に係る使用料

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

二 委託に係る使用料
山梨県立八ヶ岳少年自然の家の使用料

三 委託の期間
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年八月三日まで縦覧に供する。

平成十五年四月三日

届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社日向 代表取締役 深谷 道廣	塩山市上於曾千百二十一番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ショッピングセンター ファイン
 - (二) 所在地 東八代郡石和町松本千二百十二番
- 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社日向、丸山梨製パン株式会社及び	午後八時（ただし年間百五十日午後九時）	翌午前十時（二十四時間営業）

株式会社沢田屋薬局）の閉店時刻		
来客が駐車場を利用することができる時間帯（建物南側駐車場）	午前九時四十五分から午後八時三十分まで	午前十時から翌午前十時まで（二十四時間）

- 3 変更の年月日
平成十五年三月十二日
- 届出年月日
平成十五年三月十二日

● 松くい虫駆除命令内容の公表
森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十五年四月三日

区域及び期間

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 1 区域
塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び関係地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 期間
平成十五年四月二十二日から同年四月二十九日まで

- 二 森林病虫害等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容

- 1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、若しくは当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮

し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、若しくは当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 基本測定の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十五年

三月十七日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測定の実施を終了した旨の通知があった。

平成十五年四月三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 基本測量（火山土地条件図及び火山基本図作成）
 - 二 作業開始日 平成十四年四月一日
 - 三 作業終了日 平成十五年三月十七日
 - 四 作業地域 富士吉田市、西八代郡上九一色村並びに南都留郡忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村及び鳴沢村

● 基本測定の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十五年三月二十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測定の実施を終了した旨の通知があった。

平成十五年四月三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
 - 二 作業開始日 平成十四年四月十一日
 - 三 作業終了日 平成十五年三月二十日
 - 四 作業地域 甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、牧丘町、勝沼町及び大和村、東八代郡、西八代郡上九一色村、三珠町、市川大門町及び下部町、中巨摩郡竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町及び田富町、北巨摩郡、南都留郡秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町及び足和田村並びに北都留郡上野原町

● 基本測定の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十五年三月二十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十五年四月三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
 - 二 作業期間 平成十五年四月十一日から平成十六年三月二十日まで
 - 三 作業地域 甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山

梨郡春日居町、牧丘町、勝沼町及び大和村、東八代郡、西八代郡上九一色村、三珠町、市川大門町及び下部町、中巨摩郡竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町及び田富町、北巨摩郡、南都留郡秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町及び足和田村並びに北都留郡上野原町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木六九八の一、六九八の四、六九八の五、六九八の六、六九八の七、六九八の八、七〇五の一、七〇五の二、七〇五の三、七〇五の四、七〇五の五及び七〇五の六
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条八百七十五番地 株式会社エリゼ 代表取締役 小宮山三三男

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町押越字上河原一〇七四の二、一〇七五の一、一〇七五の三、一〇七五の四、一〇七六、一〇七六の二及び一〇八一の二

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中央一丁目六番六号 株式会社丸忠 代表取締役 長田和子

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量
土木施設災害対策拠点整備用資材 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年二月六日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
川鉄産業株式会社 山梨県甲府市向町六百六十五番地
- 五 随意契約に係る契約金額
三千八百七万九千三百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第六号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量
土木施設災害対策拠点整備用資材 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 三 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
随意契約の相手方を決定した日
平成十五年二月六日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
清水工機株式会社 山梨県甲府市高畑一丁目十番四号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千七百四十九万八千六百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第六号に
該当

公安委員会

● 遊技機の型式の検定
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）
第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊
技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第
四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の
規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年四月二日までとする。
平成十五年四月三日
山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所 株式会社大一商会 代表取締役 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地	遊技機の種類 及び区分 ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 2W）	型式名	製造又 は輸入 業者名 株式会社 大一商会	検定番号 三〇〇〇四七
		型式の概要		

株式会社大一商会 代表取締役 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	C R 天才 パカボン 2 X E	株式会社 大一商会	三〇〇〇三三
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	C R ・ 神 龍物語 X J	株式会 社 平 和	三〇〇〇七五
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	C R ゼビ ウス X	株式会 社 高 尾	三〇〇〇六七
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	C R ゼビ ウス Y	株式会 社 高 尾	三〇〇〇八七

株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五
機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物
CRゼビ ウスWZ	CR森の 石松	CR森の 石松S	CR森の 石松S	CR森の 石松S	CRマリ ンワール ドA
株式会社 高尾	株式会 社ミス ホ	株式会 社ミス ホ	株式会 社ミス ホ	株式会 社ミス ホ	株式会 社 藤商 事
三〇〇〇八四	二〇〇九七〇	三〇〇〇四八	三〇〇〇四八	三〇〇〇四八	三〇〇〇三八

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地
機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 ばちんこ遊技 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物
CRマリ ンワール ドD	CR浮世 絵GS	CR浮世 絵GS2	CR浮世 絵GS2	CR浮世 絵GS2	CRマリ ンワール ドA
株式会 社 藤商 事	株式会 社 ソフィ ア	株式会 社 ソフィ ア	株式会 社 ソフィ ア	株式会 社 ソフィ ア	株式会 社 藤商 事
三〇〇〇一七	三〇〇〇九三	三〇〇〇七七	三〇〇〇七七	三〇〇〇七七	三〇〇〇三八

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年三月二十七日山梨県人事委員会規則第八号（特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）

七

上

一四

その他

その他の

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番